

南相馬市告示第26号

南相馬市中小企業賃上げ緊急一時支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰及び最低賃金の引上げによる人件費の高騰に直面する中小企業等を支援するため、次条に定める交付対象事業者が賃上げを行う場合の経費に対し、予算の範囲内で支援金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 支援金の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に本社又は営業所(個人事業主にあつては住所)を有すること。
- (2) 福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業補助金交付要綱の定めるところにより補助事業者が実施する福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金(以下「県助成金」という。)の交付決定を受けたこと。

(支援金の算定方法等)

第3条 市内に在勤する県助成金の対象労働者一人につき、1万5,000円を交付するものとする。

- 2 前項に規定する算定の対象となる労働者は、申請者が申請後1年以上雇用する見込みがある労働者に限る。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、中小企業賃上げ緊急一時支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(以下「申請書等」という。)とし、次に掲げるもののうち必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 県助成金の額の支給決定通知書及び申請書類(添付書類を含む。)の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するとともに、当該決定した内容を中小企業賃上げ緊急一時支援金交付決定等通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付額の確定等)

第6条 前条の場合において、その交付の決定の内容が申請書等の内容と同一であるときは、当該申請書等は規則第13条の規定による報告とみなすことができるものとし、市長は、当該交付の決定に合わせて、当該報告に基づき交付すべき額を確定し、支援金を支出することができるものとする。

- 2 前条の場合において、その交付の決定の内容が申請書等の内容と異なる部分があるときは、支援事業者は、市長が別に定めるところにより、規則第13条の規定による報告をし

なければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次に掲げる事実が発生した場合は、支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 県助成金の交付決定を取り消されたとき。
- (2) 虚偽その他の不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(会計帳簿等の整備等)

第8条 支援金の交付を受けた支援事業者は、支援金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類（以下「会計帳簿等」という。）を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくとともに、市長等から求めがあった場合には、速やかに会計帳簿等を提出しなければならない。

(南相馬市補助金交付要綱の準用)

第9条 南相馬市補助金交付要綱（平成18年南相馬市告示第1号）第4条、第5条、第7条、第8条及び第11条から第15条までの規定は、この告示による支援金の交付等について準用する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続、その他の行為については、手続、その他の行為の完了の日まで、なおその効力を有する。